

フリブール州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

● 10月16日、フリブール州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を実施すると発表

【本文】

10月16日、フリブール州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自の追加措置を実施すると発表しました。

1 マスク着用義務

全ての公共の屋内空間（博物館、駅（ホーム、地下道を含む）、図書館、映画館、スポーツ施設における共用エリア、官公庁の待合ロビー）において、マスク着用が義務付けられます。

2 新たな連絡先情報確認システムの導入

飲食店（ディスコ、バー等を含む）において、QRコードを活用した連絡先情報確認システムが導入されます。

3 適用日

2020年10月17日（土）以降

○フリブール州発表

<https://www.fr.ch/de/covid19/news/covid-19-ausweitung-der-maskenpflicht-und-leistungsstaerkeres-tracing-system-in-den-oeffentlichen-gaststaetten>

（リンクはドイツ語、他にフランス語有）

○8月26日：フリブール州独自措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100087449.pdf>

○7月17日：フリブール州独自措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100075086.pdf>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>